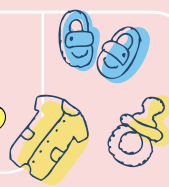




釧路市の一時預かり事業を 上手に活用してみませんか？



家庭において保育を受けることが困難になった乳幼児を保育園及び認定こども園で一時的に預かる事業です。令和5年度から子育て世帯からの要望が多かった「心身のリフレッシュ」を目的とした一時預かりもスタート！困った時は行政の一時預かり事業を利用することで保護者の負担の軽減につながります。上手に活用しながら子育てできたらいいですね。今回は、釧路市の一時預かりの利用方法、料金などについて、ご紹介します。

実施内容

- 実施日／月～土曜日まで ※日曜日・祝祭日・年末年始の休園日はお休み
- 定員／1日3人程度 ● 実施場所、利用料金など



実施場所	受入可能 年齢 ※利用日時 点の満年齢	実施時間	利用料金(月額) 年齢は4月1日時点の満年齢	
釧路市立芦野保育園(芦野3-10-9) Tel.38-5120	満1歳～	7:30～ 18:30	3歳未満 1,600円	
釧路市立認定こども園阿寒幼稚園(阿寒町富士見2-10-1) Tel.66-3152			3歳以上 1,000円	
釧路あさひ認定こども園(旭町12-2) Tel.25-2301	6か月～		0歳 2,280円	
釧路おたのしけ認定こども園(大楽毛4-12-6) Tel.57-3997			3歳未満 1,880円 3歳以上 1,280円	
釧路風の子認定こども園(鳥取南7-2-9) Tel.65-5955	満1歳～		7:30～18:00 19時まで延長保育	3歳未満 1,600円 3歳未満 1,000円
桂恋認定こども園(桂恋167) Tel.91-2935	6か月～			3歳未満 1,600円 3歳未満 1,000円
認定こども園釧路共栄保育園(若竹町4-7) Tel.22-4530	満1歳～			
治水どんぐりの家保育園(暁町6-7) Tel.22-9568	満1歳～	3歳未満 1,600円 3歳以上 1,000円 ※延長保育料 200円		

利用料金は世帯の収入の状況などにより、免除される場合があります。

利用要件と利用可能日数

- (1) 保護者の就労・職業訓練・就学などにより、定期的に保育が必要なとき(平均週3日以内)
- (2) 保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭などにより、緊急的に保育が必要なとき(1か月12日以内)
- (3) 保護者が心身のリフレッシュ等により、一時的に保育が必要なとき(1か月12日以内)

予約申し込み方法

利用を希望するときは、利用施設へ直接連絡をし、空き状況などを確認してください。

※利用施設で事前に面接があります

※お子さんの発熱、体調不良の時などは、利用をご遠慮いただくことがあります。

※利用施設の受け入れ可能人数などにより、お預かりできない場合があります。

釧路市一時預かり事業 お問い合わせ

こども保健部 こども育成課 保育係

電話：0154-31-4541 E-mail：ko-hoiku@city.kushiro.lg.jp

〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地 釧路市役所防災庁舎3階

※空き状況や持ち物、利用料の支払い方法などは各施設へお問い合わせください。

